

買付予定数の下限	—
----------	---

(注1) 法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2026年10月15日（木曜日）までとなるとのことです。

(注2) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）は20.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となる予定とのことです。なお、株券等所有割合は、当社が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」（以下「当社半期報告書」といいます。）に記載された、2026年6月30日現在の当社の総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として計算しているとのことです。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社半期報告書に記載された総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として用いているとのことです。

(変更後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年10月15日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の上限	23,792,300(株) (注)
買付予定数の下限	—

(注) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）は20.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となる予定とのことです。なお、株券等所有割合は、当社が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」（以下「当社半期報告書」といいます。）に記載された、2026年6月30日現在の当社の総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として計算しているとのことです。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社半期報告書に記載された総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として用いているとのことです。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

上記の協議・検討の結果、公開買付者は、本日、公開買付者と当社との間において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(変更後)

<前略>

上記の協議・検討の結果、公開買付者は、本日、公開買付者と当社との間において、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はないとのことです。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

- ⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりますが、上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、公開買付期間を20営業日と設定することをもって、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

(変更後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりましたが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは当社株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えているとのことです。

以上